

# 認証区分C(流通事業者・販売事業者) 製品認証審査要綱

平成29年4月1日改訂

本審査要綱は、JIS 規格のある断熱材において、流通事業者・販売事業者が JIS 認証あるいは優良断熱建材認証を持つ断熱材製造者に製造を委託し、流通事業者・販売事業者が自社製品として販売する断熱材に JIS 規格値と同等ないし優れる性能を表示する製品に対し優良断熱材認証を行うに当たり、断熱材の基本的な製造手順及び技術的生産条件、品質管理体制、製品性能が確保されていることを審査する際の要項を定める。

## 1. 認証の範囲

認証の範囲は、製品基材の当該JIS種類毎とし、JIS の規定にかかわらず製造委託事業者で製造された JIS 規格該当製品に対し熱的性能に影響を及ぼさない加工等を行った製品も範囲に含む。

熱性能への影響が無いものとし本認証に含まれる JIS 規定外の製品とは、幅・長さを切断した直方体の他、以下のいずれかに該当する加工を行い、加工前の製品の性能を表示する場合をいう。

- (1) 厚さが均一だが直方体では無い製品
- (2) 基材を侵食しない事が確認できる接着剤を用いて表面材を接着した製品

基材を侵食しないことは接着剤メーカー資料もしくは JIS A 5547 侵食性試験により確認されなければならない  
申請者は、当該JISに規定する種類について申請する範囲を定め申請するものとする。

表1. 認証の範囲

JIS 規格	基材の種類	認証の範囲
JIS A 9521:2014	グラスウール断熱材	各種類
	ロックウール断熱材	
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	
	硬質ウレタンフォーム断熱材	
	ポリエチレンフォーム断熱材	
	フェノールフォーム断熱材	
JIS A 9511:2006R	ビーズ法ポリスチレンフォーム	特号、1号、2号、3号、4号
	押出法ポリスチレンフォーム	1種(a, b)、2種(a, b)、3種(a, b)
	硬質ウレタンフォーム	1種(1号、2号)、2種(1号、2号)
	ポリエチレンフォーム	1種、2種
	フェノールフォーム	1種(1号、2号)、2種(1号、2号、3号)、3種(1号)

## 2. 書類審査

申請者は以下の書類を提出し書類審査を受ける。書類審査は申請時における形式審査を経て、審査委員会による本審査が行われる。本審査で書類審査事項に問題がないことが確認できたら、申請者には協会事務局から「様式5. 仮登録終了書」を送付し、次段階の指定試験機関による製品性能試験に進める旨連絡する。

表2. 申請書類および書類審査内容

申請書	添付資料	書類審査内容		初回審査	更新審査
様式1. 申請書(全認証区分共通)	・会社案内等 ・会社法人登記・登記事項証明書 ・ISO9001 登録証・付属書(写)あるいは他断熱材 JIS 認証書・付属書(写)および直近の定期認証維持審査の判定結果通知書(写)	①会社の確認	・登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事 ・第三者認証が維持されている事	○ 必要	× 不要
		②申請事業区分の確認	登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事	○	×
		③品質管理体制	ISO9001 登録あるいは他断熱材 JIS 認証が継続している事	○	○
	・申請対象製品が含まれているカタログ、施工マニュアル、製造仕様書等	④製品を販売していることの確認	申請対象製品がカタログ等に含まれており、製品規格が記載されている事	○	○
		⑤製品区分	申請対象製品の商流(発注元、販売先等)が分かる事	○	×
		⑥認証区分、品目と製品名	実施規定3.(1)に即した記載と内容である事	○	○
	・当該認証区分申請の理由説明書	⑦区分C(流通・販売事業者)とした理由	客観的事実に基づき説明されている事	○	×
	・「様式18. 安全宣言書」 ・ホルムアルデヒド放散等級 F4☆およびノンフロンであることの説明資料	⑧健康安全性及び環境への配慮	申請者は、製品が健康・環境に対して安全であることを宣言する事 その上で、F4☆およびオゾン層破壊物質、地球温暖化ガスを使用していないことを外部公表資料等で説明されている事	○	○

			その他、安全が懸念される材料を製品に使用している場合は安全と判断した理由が説明されている事		
	・表示値の説明資料 ・製造委託断熱材の JIS 認証書(写)、付属書(写)あるいは優良断熱建材認証書(写)	⑨申請対象製品に表示する性能表示マークの内容	・加工等を行った製品は加工前の性能を表示する事。 ・熱伝導率あるいは熱抵抗値が購入断熱材の JIS 規格値あるいは優良断熱材認証値である事。	○	○
様式 3「5. 申請書	・製造委託契約書(写) ・製造委託先への検査体制の説明資料 ・クレーム処理体制説明資料	⑩品質管理体制の確認	・製造委託先の認証範囲に申請製品が含まれている事 ・製造委託が行われている事 ・製造委託先を含めたクレーム処理体制である事	○	○
	指定試験機関による製品性能試験成績書	⑪性能値の確認	・試験は申請する製品の JIS 種類全てを対象とする。 ・試験結果が製品性能表示値を満たしていること	○	○

### (1) 苦情処理

次の事項について、社内規格で具体的に規定し、かつ、適切に実施しているとともに、改善が図られているか。

- ① 苦情処理に関する系統及びその系統を構成する各部門の職務分担
- ② 苦情処理の方法
- ③ 苦情原因の解析及び再発防止のための措置方法
- ④ 記録票の様式及びその保管方法

備考 JIS Q 10002(品質マネジメント-顧客満足-組織における苦情対応のための指針を参考。

### (2) 社内標準化及び品質管理の組織的な運営管理

次の事項について、JIS Q 9001を活用して組織的な運営が行われているか。

- ① 社内標準化及び品質管理の推進が経営指針(品質方針)として確立しており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されているか。
- ② 社内標準化及び品質管理を適正におこなうため、各組織の責任及び権限が明確に定められているか。
- ③ 品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられているか。
- ④ 社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられているか。また、社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されているか。
- ⑤ 社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われているか。
- ⑥ 工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っているか。

⑦認証に係る鋳工業品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、省令（一般認証指針 審査の基準）に定める職務を行わせているか。

### 3. 製品性能試験

#### (1) 審査・試験依頼方法

「様式5. 仮登録終了書」が届き次第、申請者は速やかに指定試験機関に製品性能試験を依頼する。依頼にあたっては「様式16. 製品性能試験依頼書(建材試験センター用)」あるいは「様式17. 製品性能試験依頼書(日本建築総合試験所)」を使用する。その際、申請者は「様式2. 工場・事業所審査および製品性能試験実施依頼連絡書」で依頼内容を事務局に連絡する。

試験依頼書の試験目的には「(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材区分C認証のため」と記載し、さらには備考欄に「製品性能試験成績書各1通を(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材認証制度事務局へ送付願います」と記載する。その際、協会より送付された上記「様式5. 仮登録終了書」の控えを添付する。

上記試験が終了した後、指定試験機関は申請者にその結果を報告するとともに正式報告書各1通を協会事務局に提出する。

### 4. 判定

審査委員会は、

(1) 書類審査により ISO9001 の登録および更新が確認でき、かつ製品性能値から求められた宣言値が製品表示性能値を満たしていることが確認でき、さらには品質管理体制に問題のないことが確認できた場合。

かつ

(2) 指定試験機関から報告のあった製品性能試験成績書から製品性能が製品表示性能値を満足していることが確認できた場合。

(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材 区分C(流通・販売事業者)製品として合格と判定し認証する。

事務局は速やかに申請者に対しその旨を通知するとともに、「様式7. 認証書(製造事業者以外)」を申請者に対して発行する。

問題があると判定した場合は、申請者に対して「様式8. 不合格通知書」でその理由を報告し、改善対策について打診する。